

## 令和6年 第10回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年10月30日（水） 午後2時00分～

2. 場 所 颯娃文化会館

### 3. 出席委員(17人)

会 長 1 番 本木下 裕一

会長職務代理

|     |             |            |             |
|-----|-------------|------------|-------------|
| 委 員 | 3 番 月野 貴大   | 4 番 吉崎 久男  | 5 番 東垂水 勝秀  |
|     | 6 番 松永 克生   | 7 番 高江 京子  | 8 番 永山 明美   |
|     | 9 番 福元 幸志   | 10 番 松藺 勝郎 | 11 番 下之門 信洋 |
|     | 12 番 山下 信一郎 | 13 番 大坪 幸博 | 14 番 桑代 純一  |
|     | 15 番 栢川 明子  |            | 17 番 池田 慎   |
|     | 18 番 梶山 俊孝  | 19 番 宮原 俊郎 |             |

### 4. 欠席委員(2人)

2 番 大隣 初美 16 番 松村 孝徳

### 5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 66 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日 程 第 6 議案第 67 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第 68 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第 69 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 9 議案第 70 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第 71 号 非農地証明願について
- 日 程 第 14 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦

農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明

農地係長 神村 洋一 田之上 真一

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。大隣委員，松村委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 17 名で，会議の定足数に達しております。

これより令和 6 年第 10 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，その他資料の 1 頁の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般の報告をおこなう。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうえ，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，17 番池田委員，18 番梶山委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は，本日 10 月 30 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明致します 3 頁からでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 54 件ございました。

貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの 10 件、借人主導によるもの 44 件です。地目の内訳は、田 5 筆 3,376 m<sup>2</sup>、畑 76 筆 105,875.1 m<sup>2</sup>の合計 81 筆 68,102 m<sup>2</sup>で穎娃地域 14 件、知覧地域 10 件、川辺地域 4 件です。

5 ㊦の審議番号 13 までは基盤法による解約、14 番からは農地中間管理事業による解約なので、鹿児島県地域振興公社が転貸人として表示されております

また、備考に「利用集積 賃貸借あり」又は解約の理由の欄に「中間管理への載せ替え」とあるのは、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は、21 ㊦からになります。

今回は再認定 2 件で営農類型としては、専業で稲作・甘藷・露地野菜、茶甘藷・露地野菜の 2 件であります。

知覧地域 2 件です。

資料の 22 ㊦が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第 5 議案第 66 号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題といたします。

現地調査員の報告をお願いいたします。月野委員お願いします。

3 番委員 報告いたします。24 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 25 ㊦から 29 ㊦になります。

申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇の田 471 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の実家に居住していますが、高齢になる前に市街地に近

い申請地に一般住宅を建築することから、農用地区域から除外しようとするものです。

申請地の北側・東側は田に、西側は宅地に、南側は市道に接しています。最高 1.2m 程度の盛土を行いますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
19 番委員

次に、宮原委員お願いします。

報告いたします。24 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 30 頁から 34 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇の畑 2,070 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、県内で〇〇業を営む法人で、住宅ニーズに応えるために、需要が見込まれる申請地を譲り受けて、特定建築条件付売買予定地とするための宅地造成を行うため、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は市道に、東側・西側は畑に、南側は雑種地に接しています。最高 0.5m 程度の盛土及び最高 0.5m 程度の切土を行いますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番及び 2 番については、農用地区域からの除外となっています。

農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと、用排水路の機能低下はないこと、土地改良事業完了から 30 年以上経過している地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

尚、1 番につきましては、令和 6 年 4 月 20 日に農振の除外を転用の許可済みでしたが、申請者の〇〇が亡くなったことにより令和 6 年 6 月 28 日付けで農振に編入、5 条許可の取消の土地でありましたが、再度、申請人から申請があったものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長  
委員

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 66 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 67 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係 説明いたします。36 号から 42 号の 3 条所有権移転 7 件でございます。

譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。地目の内訳は、田 1 筆 952 ㎡、畑 18 筆 24,151 ㎡の合計 19 筆 25,103 ㎡で、理由につきましては、規模拡大 4 件、市外等管理ができないための受贈 2 件、相手方の要望が 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田は無償譲渡のみで、畑が 45 千円から 1,813 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、特に高い 1 件を除くと、畑が 305 千円でございます。地域別では、潁娃地域 2 件、知覧地域 5 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び 38 号から 42 号の調査書、営農計画書、誓約書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

4 番委員 1,813 千円の取引は、何番ですか？

農 地 係 1 番の案件で、この取引につきましては平成 13 年に取引なされており、譲渡人のたつての要望であったと伺っている。

議 長 その他にございませんか？

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 67 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 68 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可につ

いて」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。月野委員をお願いします。

3 番委員

報告いたします。44 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 47 ㊦から 50 ㊦になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇の田 471 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

続きまして 44 ㊦の審議番号 2 番です。関連資料は 51 ㊦から 55 ㊦になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇の畑 241 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営む法人です。社員の駐車場が手狭になったことから、申請地に駐車場を整備するものですが、転用申請を待たずに既に駐車場を整備してしまったため、始末書が添付されています。

申請地の北側は宅地に、西側は畑に、南側は里道に、東側は雑種地に接しています。0.01m程度の盛土を行いますが、境界はブロック止め工事済であるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水は駐車場のため発生せず、日照・通風等については、駐車場であるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 45 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 56 ㊦から 60 ㊦になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇さんです。譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇の畑 127 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営む法人です。譲渡人が平成 6 年頃に農機具用の倉庫を建築したもので、それを譲り受けて利用するため、始末書が添付されています。申請地の北側・西側は宅地に、南側は里道に、東側は畑に接しています。

現状のままで使用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水は倉庫のため発生せず、日照・通風等については、建物の高さを加減してあるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長

次に、宮原委員をお願いします。

19 番委員

報告いたします。45 ㊦の審議番号 4 番です。関連資料は 61 ㊦から 65 ㊦になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇の畑 999 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。申請人は、市内で〇〇業を営む法人で、住宅ニーズに応えるために、需要が見込まれる申請地を譲り受けて、特定建築条件付売買予定地とするものです。申請地の北側・西側は市道に、南側は宅地に、東側は畑に接しています。最高 0.1m 程度の切土を行いますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 46 ㊦の審議番号 5 番です。関連資料は 66 ㊦から 71 ㊦になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん他 3 名です。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇の畑 2,070 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

所有権移転の審議番号 1 番の農地区分としては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の西側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

次に所有権移転の審議番号 2 番及び 3 番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

所有権移転の審議番号 4 番の農地区分としては、農地区分に応じた許可基準（立地基準）につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する農地であることから、第 3

議 長  
農地係長

種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

所有権移転の審議番号 5 番の農地区分としては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の北側及び東側の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

4 番、5 番の特定建築条件付売買予定地の許可については、近隣市も含めた許可済の転用事業の進捗状況を踏まえて、計画実現について判断する必要があります。

特定建築条件付売買予定地の許可については、近隣市も含めた許可済の転用事業の進捗状況を踏まえて、計画実現について判断する必要があります。

審議番号 4 番、5 番の特定建築条件付売買予定地の許可については、近隣市も含めた許可済の転用事業の進捗状況を踏まえて、計画実現について判断する必要があります。

譲渡人の〇〇〇〇、〇〇〇〇につきましては、本市内において許可済の同地域での特定建築条件付売買予定地の許可案件がございましたが、区画全てが建築済となっています。また、近隣市での、転用許可事業に係る遅延による指導等の実績はありませんでしたので、転用事業の確実な計画実現については満たしていると判断致しました。

なお、R5. 10. 27 付の県通知により、3 区画以上の特定建築条件付売買予定地においては、許可後 3 年以内に全ての区画を販売できない時は、転用事業者自ら住宅を完成させるという条件がございますので、その旨を伝え、確約書の提出をいただいております。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 68 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 1 番、5 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の 3 件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 68 号について、審議番号 1 番、5 番の 2 件は県農業会議へ

意見聴取することとし、その他 3 件は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 8 議案第 69 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。74 号をご覧ください。「所有権移転 5 件」です。  
譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん他です。

設定面積は、田 6 筆 4,247 m<sup>2</sup>、畑 3 筆 9,744 m<sup>2</sup>の合計 9 筆 13,991 m<sup>2</sup>で、理由につきましては、贈与 2 件、売買 3 件です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田が 217 千円、畑が 303 千円でございます。地域別では、潁娃地域 2 件、知覧地域 3 件、川辺地域 3 件です。

続きまして、75 号からの「賃貸借利用権の設定 61 件」です。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さんです。設定を受ける者は、同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 8 筆 8,459 m<sup>2</sup>、畑 120 筆 176,032 m<sup>2</sup>の合計 128 筆 184,581 m<sup>2</sup>で、潁娃地域 27 件、知覧地域 11 件、川辺地域 23 件となっております。

続きまして、83 号からの「使用貸借利用権の設定 8 件」です。

利用権を設定する者は、福岡市の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 2 筆 1,189 m<sup>2</sup>、畑 7 筆 10,182 m<sup>2</sup>の合計 9 筆 11,371 m<sup>2</sup>で、潁娃地域 3 件、知覧地域 3 件、川辺地域 2 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 45 番から 49 番、〇〇委員が 55 番から 56 番、使用貸借利用権のうち〇〇委員が 7 番から 8 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 69 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 69 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 69 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。  
関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。  
御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり  
議長 それでは、関係委員の退室を求めます。  
(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。  
委員 「なし」の声あり  
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 69 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 69 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。  
(入 室)

議長 関係委員に報告いたします。  
議案第 69 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 70 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。  
事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は 85 ページになります。  
今回の契約開始は R6. 12. 31 開始分となっています。  
利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。  
設定面積は、田 1 筆 765 m<sup>2</sup>、畑 82 筆 125,600 m<sup>2</sup>の合計 83 筆 126,365 m<sup>2</sup>で、潁娃地域 76 件、知覧地域 4 件、川辺地域 3 件となっております。  
以上、すべての案件につきまして、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。  
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたしますが、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 70 号に係る案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 71 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。高江委員お願いします。

7 番委員 報告いたします。90 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 91 頁から 93 頁になります。  
申請人は、京都府〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇の畑 207 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。  
申請人の母が、平成 3 年ごろまでは耕作をしていましたが、その後は、耕作する者もおらず、徐々に山林化し現在に至っています。  
農地への復元は著しく困難であり、また県外在住で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。  
続きまして 90 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 94 頁から 96 頁になります。  
申請人は、京都府〇〇市の〇〇〇〇（相続人〇〇〇〇）さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇の畑 1.27 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。  
申請人の母が、平成 3 年ごろまでは耕作をしていましたが、その後は、耕作する者もおらず、徐々に山林化し現在に至っています。  
農地への復元は著しく困難であり、また県外在住で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。  
以上で報告を終わります。

議 長 農地係長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。  
補足説明いたします。  
非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。  
以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 71 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第 71 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議長 次に、日程第 11「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

農政係長 その他資料について説明

農地係長 (1) 道路管理及び民法改正について  
(2) 南九州市の営農型太陽光発電の設置状況について  
(3) 語る会の意見集約について  
(4) 農業者年金のオンラインセミナーについて

事務局長 今後の日程について連絡

議長 その他にありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。  
これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和 6 年第 10 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 05 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 17 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 18 番 \_\_\_\_\_